

## 入札等監視委員会規則

平成19年12月27日

一部改正：平成21年11月11日

一部改正：平成22年7月1日

(趣旨)

**第1条** この規則は、平成19年11月2日の「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」での申合せを受けて随意契約の適正化の一層の推進について(平成19年11月6日付け19経第1168号大臣官房長通知)において動物医薬品検査所に設置することとされた入札等監視委員会(以下「委員会」という。)の委員、組織、会議、庶務その他委員会の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

**第2条** 委員会は、動物医薬品検査所長(以下「所長」という。)の諮問に基づき、次に掲げる事務を行う。

(1) 動物医薬品検査所に所属する契約担当官等が締結した物品・役務等契約(工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る契約以外の契約をいう。以下同じ。)のうち、次に掲げる契約を除いたものに関し、その入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。

イ 国の収入原因契約

ロ 国の行為を秘密にする必要がある契約

ハ 予定価格が予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第2号、第3号、第4号又は第7号に掲げる金額を超えない契約

(2) 前号の契約のうち、委員会が抽出したものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。

2 前項第2号の抽出の方法については、委員会が定める。ただし、一般競争入札、指名競争入札又は企画競争による随意契約であって応札者(提案者)が一人のものについては、競争参加資格の設定について審議する必要があるため、重点的に抽出する。

(委員会の委員及び組織)

**第3条** 委員会は、契約に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、所長が委嘱する者をもって構成する。

2 委員会は、委員3人で組織する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員会に委員の互選による委員長を置く。

6 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

7 特定の契約につき特別の利害関係を有する委員は、当該事案に係る審議に参加することができない。

(会議)

**第4条** 第2条第1項の事務に係る会議は、原則として、3箇月に1回開催する。ただし、このほか必要に応じて開催することを妨げない。

2 会議は、非公開とする。

(意見の具申又は勧告)

**第5条** 委員会は、第2条第1項各号の事務に関し、報告の内容又は審議した契約に係る理由及び経緯等について、不適切な点又は改善すべき点があると認める場合は、必要な範囲で所長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。このとき、所長はその内容を所属する契約担当官等に通知するものとする。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、当該意見の具申又は勧告を受けた所属する契約担当官等が講じた措置について、次回以降の委員会で報告を受けるものとする。

3 委員会は、第1項の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

(守秘義務)

**第6条** 委員は、第2条第1項各号の事務を処理する上で知ることができた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会の庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、会計課予算決算係（又は、会計係）が処理する。

(公表)

**第8条** 所長は、委員の氏名及び職業を毎年度、その年度の最初の委員会開催後、遅滞なく、公表する。

2 所長は、委員に変更があった場合には、変更後最初の委員会の開催後、遅滞なく、これを公表する。

3 所長は、審議に係る議事の概要を取りまとめの上、必要な資料とともに、委員会終了後、遅滞なく、これを公表する。

(報告の様式)

**第9条** 委員会への第2条第1項第1号の報告は、別紙様式1から同4までによるものとする。ただし、談合の事実があった場合には、談合情報等の対応状況を取りまとめた書類を併せて委員会に報告するものとする。

2 第8条第3項の審議に係る議事の概要は、別紙様式5により取りまとめるものとする。

**附 則**

この規則は、平成19年12月27日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成21年11月11日から施行する。

**附 則** (一部改正)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

別紙様式1

競争入札(物品役務等)

農林水産省動物医薬品検査所

見直し計画での記載	見直し計画における措置内容	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		一般競争契約・指名競争契約の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	応札者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)	特別な競争参加資格(※応札者の数が1の場合の記載事項)	備考
			名称	所在地		商号又は名称	住所								

(注1) 記載の順は、契約した日の順による。

(注2) 「見直し計画での記載」欄には、「随意契約見直し計画」(平成19年1月改訂)の対象となっている契約については、公益法人等との契約の場合は「公」の文字と「随意契約の点検・見直しの状況」表の「件数」欄の番号を、その他の契約については「民」の文字と番号を、それぞれ記載し、対象となっていない契約については「×」と記載する。

(注3) 「見直し計画における措置内容」欄には、「随意契約の点検・見直しの状況」表の「講ずる措置」の内容(「競争入札に移行」、「企画競争・公募を実施」、「競争性のない随意契約」のいずれか)を記載する。

(注4) 総合評価落札方式によった場合には、「一般競争契約・指名競争契約の別(総合評価の実施)」欄にその旨を記載する。

(注5) 単価契約の場合には、「予定価格」欄及び「契約金額」欄に予定調達総額を記載するとともに、「備考」欄に単価契約である旨を記載する。

(注6) 既に締結済みの契約について変更契約を締結した場合には、当初の契約に関する記述を複写して新たに1行を設けた上で、変更点を赤字で訂正する。

(注7) 「特別な競争参加資格」欄は、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第73条の規定に基づき契約担当官等が特別に参加資格を設けた場合であって、応札者の数が1であるときにのみ、当該参加資格を簡潔に記載する。

随意契約(物品役務等)

農林水産省動物医薬品検査所

見直し計画での記載	見直し計画における措置内容	物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文(企画競争等)	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	取組の担当者が公益社団法人又は公財財団法人(特別法法人又は特別法法人を含む。)の提案者の数	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公財財団法人(特別法法人又は特別法法人を含む。)の提案者の数	特別な参加資格(※提案者の数が1の場合の記載事項)	備考
			名称	所在地		商号又は名称	住所			移行西暦年理由	移行予定年月日									

(注1)記載の順は、契約した日の順による。

(注2)「見直し計画での記載」欄には、「随意契約見直し計画」(平成19年1月改訂)の対象となっている契約については、公益法人等との契約の場合は「公」の文字と「随意契約の点検・見直しの状況」表の「件数」欄の番号を、その他の契約については「民」の文字と番号を、それぞれ記載し、対象となっていない契約については「×」と記載する。

(注3)「見直し計画における措置内容」欄には、「随意契約の点検・見直しの状況」表の「講ずる措置」の内容(「競争入札に移行」、「企画競争・公募を実施」、「競争性のない随意契約」のいずれか)を記載する。

(注4)「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争、公募等)」欄の理由は、企画競争及び公募の場合には簡潔に記載する。

(注5)企画競争又は公募によった場合には、「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争、公募等)」欄にその旨を記載する。

(注6)単価契約の場合には、「予定価格」欄及び「契約金額」欄に予定調達総額を記載するとともに、「備考」欄に単価契約である旨を記載する。

(注7)既に締結済みの契約について変更契約を締結した場合には、当初の契約に関する記述を複写して新たに1行を設けた上で、変更点を赤字で訂正する。

(注8)「提案者の数」欄は、企画競争による随意契約の場合に記載する。

(注9)「特別な競争参加資格」欄は、予決令第73条の規定に基づき契約担当官等が特別に参加資格を設けた場合であって、応募者の数が1であるときのみ、当該参加資格を簡潔に記載する。

(注10)予決令第102条の4第4号に規定する随意契約を締結した場合には、「備考」欄に「有利随契」と記載する。

再度入札における一位不動状況

(期間:平成 年 月 日から平成 年 月 日)

農林水産省動物医薬品検査所

契約種別	等級	総入札件数 (件)	再度入札における一位不動状況					
			第2回入札における状況			第3回入札における状況		
			入札件数 (件)	一位不動状況 (件)	割合 (%)	(件)	(件)	(%)
物品の製造	A							
	B							
	C							
	D							
物品の購入	A							
	B							
	C							
	D							
役務の提供等	A							
	B							
	C							
	D							
合 計								

※予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動状況を記載すること。

指名停止等一覧表

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)  
農林水産省動物医薬品検査所

業 者 名	本 社 所 在 地	指 名 停 止 期 間	該 当 事 項	指 名 停 止 の 理 由
該当無し		平成 年 月 日～平成 年 月 日 (ヶ月)		

注： 「該当事項」欄には、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:平成 年 月 日)

農林水産省動物医薬品検査所

開催日及び場所		
委員		
審議対象期間		
審議対象案件数		
審議対象案件名		
抽出案件内訳	物品・役務等	一般競争
		指名競争
		随意契約(企画競争・公募)
		随意契約(その他)
	(特記事項)	
委員からの意見・質問、それに対する回答		意見・質問 (詳細に記載すること)
		回答等 (詳細に記載すること)

委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし
【これらに対し部局長が講じた措置】	なし

事務局:

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)法益邦人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人及び特例財団法人を含む。)をいう。